

建築工事成績評定基準

(目的)

第1 この基準は、土木建築局営繕課の所掌する建築工事（建築設備を含む。）について建築工事検査技術基準第9に基づく工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、評定の厳正かつ適確な実施を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、原則として契約金額が500万円以上の請負工事について行うものとする。

ただし、一括請負工事の場合で付帯工事の工事費が500万円以上の場合には、付帯工事の評定を行うものとする。

(評定の時期)

第3 評定の時期は、検査員にあっては中間検査及び工事の完成の時、主任監督員及び監督員にあっては工事の完成の時とする。

(評定者)

第4 評定を行う者は、当該工事の検査員並びに当該工事の主任監督員及び監督員とする。

(評定の方法)

第5 評定は、別紙1～3「工事成績評点の考查項目別運用表」、様式第1「工事成績評定書」及び様式第2「細目別評定点採点表」により行うものとする。

2 各評点は、少数第1位止めとし、以下は切り捨てる。ただし、評点合計は、四捨五入により整数とする。

3 一括請負工事の評定は、それぞれの工事担当者の意見を徴して行うものとする。

4 評定にあたっては、別紙4「留意事項」及び別紙5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。また、工事における「高度技術」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

5 附帯工事の評定に際しては、「工事成績評定書（付帯工事用）」により行うものとする。

(評定結果の提出)

第6 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、発注者に「工事成績評定書」、「細目別評定点採点表」及び「工事成績評点の考查項目別運用表」を提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7 発注者は、完成検査の終了後、評定者から評定結果の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、別に定めるところにより、評定の結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第8 発注者は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、その結果を通知するものとする。

(説明請求等)

第9 第7又は第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（広島県の休日を定める条例（平成元年条例第2号）に定める「県の休日」を含む）以内に、書面により、発注者に対して評定の内容について説明を求めるものとする。

2 発注者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附則

この基準は平成9年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成12年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成14年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成15年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成18年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成19年6月1日から施行する。

附則

この基準は平成20年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成24年4月1日から施行する。

附則

この基準は平成27年4月10日から施行する。

附則

この基準は平成27年6月1日から施行する。

しゅん功 検査	課長（設備工事担当監）	工事検査担当	検査員	主任監督員	監督員

中間 検査	課長（設備工事担当監）	工事検査担当	検査員

様式第1

工事成績評定書（しゅん功検査、中間検査）

工事名称		分類										主体		付帯	請負金額（最終）		¥ 千円									
請負者名		工期										平成 年 月 日～平成 年 月 日		検査		平成 年 月 日										
考査項目		実施工期										平成 年 月 日～平成 年 月 日		手直		平成 年 月 日										
		①監督員										②主任監督員		③検査員（中間検査）		④検査員（しゅん功検査）										
項目	細別	氏名					氏名					氏名					氏名					氏名				
		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e					
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10																				
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																				
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5.0	+2.5	0	-5.0	-15	+5.0	+2.5	0	-5.0	-15					
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5.0	0	-7.5	-15															
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15															
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																				
3. 出来形	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20					
及び	II. 品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+15	+7.5	0	-15	-30	+15	+7.5	0	-10	-30					
出来ばえ	III. 出来ばえ											+5.0	+2.5	0	-2.5		+5.0	+2.5	0	-2.5						
4. 高度技術	I. 高度技術力 ※2	+ (13)	0																							
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2	+ (7)	0																							
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※3						+10	+5.0	0																	
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点									
評定点 (6.5±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点									
7. 評定点計		点					○中間検査があった場合： (① 点 × 0.4 + ② 点 × 0.2 + ③ 点 × 0.2 + ④ 点 × 0.2) = 点 ○中間検査がなかった場合： (① 点 × 0.4 + ② 点 × 0.2 + ④ 点 × 0.4) = 点										格付									
8. 法令遵守等 ※6							-					点														
9. 評定点合計 ※7		点					○7. 評定点計 (点) - 8. 法令遵守等 (点) = 点																			
10. 評定点合計(付帯工事含む) ※8		点					○ (建築 点 × + 電気 点 × + 機械 点 ×) = 点																			
所見 ※4		監督員																								
		主任監督員																								
		検査員																								

※ 付帯工事について、「3. 出来形及び出来ばえ」以外の評価項目は主体工事の評価を記入する。

※1 1～3の評定 (6.5点±加減点合計) + 4, 5, 6 (加点) = 評定点

各評定点 (①～④) は少数第1位まで記入する。

※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。

そのため、キーワードと評定内容の記述方式とし、加点評価のみとする。

評価にあたっては、建築課工事検査担当及び営繕課長（設備工事担当監）との合議をもって行うものとする。

※3 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

※4 所見は必ず記入する。

※5 各考査項目ごとの採点は、監督員は別紙-1 ①～⑨、主任監督員は別紙-2 ①～②③、検査員は別紙-3 ①～⑧によるものとし、しゅん功検査員の評価に先立ち、監督員、主任監督員が記入する。

※6 法令遵守等の評価は、主任監督員が行う。

※7 各評点は、少数第1位止めとし、以下は切り捨てる。評点合計は、四捨五入により整数とする。

※8 付帯工事の工事費が500万円以上の場合には、主体工事及び付帯工事に係る評点を加重平均する。

しゅん功 検査	課長(設備工事担当監)	工事検査担当	検査員	主任監督員	監督員

中間 検査	課長(設備工事担当監)	工事検査担当	検査員

様式第1

工事成績評定書(しゅん功検査, 中間検査)
(付帯工事用)

工事名称						分類	主体	・付帯	請負金額(最終)	¥千円									
請負者名						工期	平成年月日	～平成年月日	検査	平成年月日									
考査項目		①監督員					実施工期	平成年月日	～平成年月日	手直	平成年月日								
							②主任監督員	③検査員(中間検査)	④検査員(しゅん功検査)										
項目	細別	氏名	印	氏名	印	氏名	印	氏名	印	氏名	印	氏名	印	氏名	印				
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.5	0	-5.0	-10														
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10													
2. 施工状況	I. 施工管理	+1.5	0	-5.0	-10					+5.0	+2.5	0	-5.0	-15	+5.0	+2.5	0	-5.0	-15
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5.0	0	-7.5	-15								
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15								
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0													
3. 出来形	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0				+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20
及び	II. 品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0				+15	+7.5	0	-15	-30	+15	+7.5	0	-10	-30
出来ばえ	III. 出来ばえ									+5.0	+2.5	0	-2.5		+5.0	+2.5	0	-2.5	
4. 高度技術	I. 高度技術力 ※2	+ (13)	0																
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2	+ (7)	0																
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※3					+10	+5.0	0											
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		±	点	±	点	±	点	±	点	±	点	±	点	±	点	±	点	±	点
評定点(6.5±加減点合計) ※1		①	点	②	点	③	点	④	点	⑤	点	⑥	点	⑦	点	⑧	点	⑨	点
7. 評定点計		点	○中間検査があった場合: (①点×0.4+②点×0.2+③点×0.2+④点×0.2) = 点																
			○中間検査がなかった場合: (①点×0.4+②点×0.2+④点×0.4) = 点																
8. 法令遵守等 ※6			—	点															
9. 評定点合計 ※7		点	○7. 評定点計(点) - 8. 法令遵守等(点) = 点																
10. 評定点合計(付帯工事含む) ※8		点	○(建築点×+電気点×+機械点×) = 点																
所見 ※4	監督員																		
	主任監督員																		
	検査員																		

※ 付帯工事について、「3. 出来形及び出来ばえ」以外の評価項目は主体工事の評価を記入する。

※1 1～3の評定(6.5点±加減点合計)+4, 5, 6(加点)=評定点

各評定点(①～④)は少数第1位まで記入する。

※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。

そのため、キーワードと評定内容の記述方式とし、加点評価のみとする。

評価にあたっては、建築課工事検査担当及び営繕課長(設備工事担当監)との合議をもって行うものとする。

※3 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

※4 所見は必ず記入する。

※5 各考查項目ごとの採点は、監督員は別紙-1①～⑨、主任監督員は別紙-2①～②③、検査員は別紙-3①～⑧によるものとし、しゅん功検査員の評価に先立ち、監督員、主任監督員が記入する。

格付

※6 法令遵守等の評価は、主任監督員が行う。

※7 各評点は、少数第1位止めとし、以下は切り捨てる。評点合計は、四捨五入により整数とする。

※8 付帯工事の工事費が500万円以上の場合には、主体工事及び付帯工事に係る評点を加重平均する。

細目別評定点採点表

工事名 :

検査項目	細別	①監督員	②主任監督員	③④検査員	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点			/ 3.2点	
	II. 配置技術者	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点			/ 3.8点	
2. 施工状況	I. 施工管理	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	/ 11.7点	
	II. 工程管理	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点	$\times 0.2 + 4.3 =$ 点		/ 9.3点	
	III. 安全対策	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点	$\times 0.2 + 4.4 =$ 点		/ 10.8点	
	IV. 対外関係	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点			/ 3.4点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	/ 13.9点	
	II. 品質	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点		$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	/ 15.9点	
	III. 出来ばえ			$\times 0.4 + 6.5 =$ 点	/ 8.5点	
4. 高度技術	I. 高度技術力	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点			/ 7.8点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$\times 0.4 + 2.6 =$ 点			/ 5.4点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$\times 0.2 + 4.3 =$ 点		/ 6.3点	
8. 法令遵守等	I. 法令遵守等		$\times 1.0 =$ 点		/ 0.0点	
評定点合計						/ 100.0点

※ 中間検査があった場合
中間検査がなかった場合

①+②+③④=細目別評定点 (③④は③検査員(中間検査)と④検査員(完成検査)の平均点とする。)
①+②+③④=細目別評定点 (③④は④検査員(完成検査)とする。)

※ 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
※ 端数処理の関係で評定点合計と細目別評定点の計が異なる場合がある。

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

考查項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		施工体制が適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
		<p>「評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/> 1.作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体制図(該当しない場合はこれに替わるもの)で確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 2.工事カルテの登録申請は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 3.品質証明の資料が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたりよく把握されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 4.建設業退職金制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 5.請負代金内訳書が契約後14日以内に提出されている(建築:5億円、設備:1億円以上の工事)。</p> <p><input type="checkbox"/> 6.施工体制台帳、施工体系図が整備され施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。</p> <p><input type="checkbox"/> 7.工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。</p> <p><input type="checkbox"/> 8.「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。</p> <p><input type="checkbox"/> 9.その他</p> <p style="text-align: center;">理由:</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工体制が不備であり監督職員から文書により改善指導を行った。</p> <p>上記該当事項があれば——e</p>			

- 該当項目が80%以上---b
 該当項目が60%以上80%未満---c
 該当項目が60%未満---d
- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。
 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象項目数
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

- 技術者が適切に配置されている
 技術者がほぼ適切に配置されている
 他の事項に該当しない
- ① 現場代理人として、工事全体の把握ができている。
 ② 現場代理人として、監督員との連絡調整を書面で行っている。
 ③ 書類整理、資料整理が適切に処理されている。
 ④ 施工等に伴う創意工夫または提案をもって工事を進めている。
 ⑤ 契約書、設計図書、指針等をよく理解し現場に反映して工事を行っている。
 ⑥ 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。
 ⑦ 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。
 ⑧ 下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。
 ⑨ 主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。
 ⑩ 作業主任者を選任し配置している。
 ⑪ 専門技術者を専任し、配置している。
 ⑫ 施工等に伴う創意工夫又は提案により、品質、出来高、出来ばえの向上に努めている。
 ⑬ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
 ⑭ その他
- 理由:

- 該当項目が90%以上---a
 該当項目が80%以上90%未満---b
 該当項目が60%以上80%未満---c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。
 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象項目数
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

- 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。
 専門技術者が配置されていない。

1項目でも該当があれば——d
 2項目該当——e

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

調査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	「評価対象項目」	施工計画が適切である	他の事項に該当しない	施工計画がやや不備である	施工計画が不備である
		<p><input type="checkbox"/> 1.契約約款18条第1項第1号から5号に係わる設計図書の照査を行い、監督員の承認を受けて施工している。</p> <p><input type="checkbox"/> 2.施工計画書と現場施工方法が一致している。</p> <p><input type="checkbox"/> 3.施工計画書と現場の施工体制等が一致している。</p> <p><input type="checkbox"/> 4.施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 5.工事機器材の使用及び調達計画が十分なされ管理されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 6.品質確保のための対策が見られる。</p> <p><input type="checkbox"/> 7.日常の出来形管理が適時、的確に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 8.日常の品質管理が適時、的確に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 9.現場内の整理整頓が日常的になされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 10.使用機器材等の品質保証書等または工事記録写真が適切に整理されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 11.現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 12.段階確認及びその報告が適時、的確に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 13.工事記録の整備が適時、的確になされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 14.建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 15.工事全体での使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。</p> <p><input type="checkbox"/> 16.「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。</p> <p><input type="checkbox"/> 17.その他</p> <p style="text-align: center;">[理由:]</p>	<p><input type="checkbox"/> 設計図書と適合しない箇所があり、文書による改造請求を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前に提出されていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。</p>	<p>1項目でも該当があれば——d</p> <p>2項目以上該当——e</p>		
	II. 工程管理	a	b	c	d	e
		工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		「評価対象項目」				
		<p><input type="checkbox"/> 1.フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 2.時間制限等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 3.現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整(入居官署を含む)を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 4.休日の確保を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 5.工程表の内容が検討され、関連工事との調整もよく充実している。</p> <p><input type="checkbox"/> 6.夜間や休日の作業が少なく、余裕を持って工期内に完成した。</p> <p><input type="checkbox"/> 7.現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 8.「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。</p> <p><input type="checkbox"/> 9.その他</p> <p style="text-align: center;">[理由:]</p>	<p><input type="checkbox"/> 請負者の責により工期内に工事を完成させなかつた。(但し、改善指示による場合を除く)</p> <p>上記該当事項があれば——e</p>	<p><input type="checkbox"/> 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書による改善指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば——d</p>		
		<p>該当項目が90%以上——a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満——b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満——c</p>	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>			

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

考查項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	III. 安全対策	安全対策を適切に行つた	安全対策をほぼ適切に行つた	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である
		<p>「評価対象項目」</p> <p>□ 1.災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。</p> <p>□ 2.店舗パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。</p> <p>□ 3.各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。</p> <p>□ 4.安全教育・訓練等を適時、的確に実施し、記録が整備され、かつ創意工夫をしている。</p> <p>□ 5.安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。</p> <p>□ 6.新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。</p> <p>□ 7.安全管理の臨機の措置を行つた。</p> <p>□ 8.過積載防止に積極的に取り組んでいる。</p> <p>□ 9.使用機械、工具等の点検整備等がなされ、管理されている。</p> <p>□ 10.重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。</p> <p>□ 11.山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。</p> <p>□ 12.足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。</p> <p>□ 13.工事現場における保安設備等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。</p> <p>□ 14.「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。</p> <p>□ 15.その他</p> <p style="text-align: center;">[理由:]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満—— </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </div>	<p>□ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。</p> <p>上記該当事項があれば——e</p> <p>□ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。</p> <p>上記該当事項があれば——d</p>			
	IV. 対外関係	a	b	c	d	e
		対外関係が適切であった。	対外関係がほぼ適切であった。	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった。	対外関係が不備であった。
		<p>「評価対象項目」</p> <p>□ 1.工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と折衝及び調整し、トラブルの発生がない。</p> <p>□ 2.工事施工にあたり、地元(入居官署等を含む)との適切な折衝及び調整を行つた。</p> <p>□ 3.苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった。</p> <p>□ 4.積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。または、苦情によるトラブルが少なかった。</p> <p>□ 5.関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。</p> <p>□ 6.「施工プロセス」チェックで、指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。</p> <p>□ 7.その他</p> <p style="text-align: center;">[理由:]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満—— </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </div>	<p>□ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。</p> <p>上記該当事項があれば——e</p> <p>□ 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。</p> <p>□ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書により指示を行つた。</p> <p>上記1項目でも該当あれば——d</p>			

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

考查項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形管理が適切である 「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 1.出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 <input type="checkbox"/> 2.出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 <input type="checkbox"/> 3.自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 <input type="checkbox"/> 4.自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 <input type="checkbox"/> 5.出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 <input type="checkbox"/> 6.出来形の性能、機能が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 <input type="checkbox"/> 7.その他 理由: <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 該当項目が90%以上—a 該当項目が80%以上90%未満—b 該当項目が60%以上80%未満— </div>	出来形管理がほぼ適切である 他の事項に該当しない	出来形管理がやや不備である <input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った 該当すれば——d	出来形管理が不備である <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば——e	

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。
 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象項目数
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

考查項目・細別	工種	a	b	c	d	e
3.出来高及び出来ばえ II.品質	建築工事 (新築)	品質管理が適切である 「評価対象項目」 (躯体工事) <input type="checkbox"/> 1.品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 <input type="checkbox"/> 2.施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 <input type="checkbox"/> 3.材料の品質証明が適切である。 <input type="checkbox"/> 4.請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 5.施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 <input type="checkbox"/> 6.不可視部分の写真記録が適切である。 (仕上工事) <input type="checkbox"/> 7.品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 <input type="checkbox"/> 8.施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 <input type="checkbox"/> 9.材料の品質証明が適切である。 <input type="checkbox"/> 10.請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 11.施工の品質・形状が適切で良好な施工である。	品質管理がほぼ適切である 他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である <input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った 該当すれば——d	品質管理が不備である <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば——e	
	工種	該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——	該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	品質管理がやや不備である <input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った 該当すれば——d	品質管理が不備である <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば——e
	建築工事 (改修)	品質管理が適切である 「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 1.品質管理方法が明確である。 <input type="checkbox"/> 2.施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 <input type="checkbox"/> 3.材料の品質証明が適切である。 <input type="checkbox"/> 4.請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 5.品質・形状が適切で良好な施工である。	品質管理がほぼ適切である 他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である <input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った 該当すれば——d	品質管理が不備である <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば——e	
		該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——	該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

考查項目・細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来高及び出来ばえ II. 品質	電気設備工事	品質管理が適切である 「評価対象項目」 (機材) <input type="checkbox"/> 1.機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 <input type="checkbox"/> 2.製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 (施工) <input type="checkbox"/> 3.品質計画による品質管理記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 4.施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 <input type="checkbox"/> 5.施工完了時の試験及び記録が適切である。 <input type="checkbox"/> 6.機能の適切性が確認できる。試験運転等の記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 7.不可視部分の写真記録が適切である。 該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c	品質管理がほぼ適切である 他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である <input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った 該当すれば——d	品質管理が不備である <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば——e	

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

考查項目・細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来高及び出来ばえ II. 品質	暖冷房衛生設備工事	品質管理が適切である 「評価対象項目」 (機材) <input type="checkbox"/> 1.機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 <input type="checkbox"/> 2.製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 (施工) <input type="checkbox"/> 3.品質計画による品質管理記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 4.施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 <input type="checkbox"/> 5.施工完了時の試験及び記録が適切である。 <input type="checkbox"/> 6.機能の適切性が確認できる。試験運転等の記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> 7.不可視部分の写真記録が適切である。 該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c	品質管理がほぼ適切である 他の事項に該当しない	品質管理がやや不備である <input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った 該当すれば——d	品質管理が不備である <input type="checkbox"/> 契約約款第17条2項に基づき破壊検査を行った。 該当すれば——e	

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。
- ③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象項目数
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

[記入方法] 該当する項目の□にレをし、・に○をする。

考查項目	細別	技術力キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 高度技術	キーワード評価	<p>■施工規模の大きさへの対応</p> <p>□ 1. 対象構造物の高さ、施工面積等の規模 □ 2. 対象構造物の形状の複雑さ □ 3. その他</p> <p>〔 理由: _____ 〕</p> <p>■構造物固有の難しさへの対応</p> <p>□ 4. 対象構造物の耐震レベル □ 5. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 □ 6. その他</p> <p>〔 理由: _____ 〕</p> <p>■技術固有の難しさへの対応</p> <p>□ 7. 工種及び工法の特殊性 □ 8. 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用 □ 9. その他</p> <p>〔 理由: _____ 〕</p> <p>■厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p>□ 10. 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) □ 11. 軟弱地盤、支持地盤の状況 □ 12. 工事用道路・作業スペース等の制約 □ 13. 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 □ 14. その他</p> <p>〔 理由: _____ 〕</p> <p>■厳しい周辺環境等、社会条件への対応</p> <p>□ 15. 地中埋設物等の地中内の作業障害物 □ 16. 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・共用中の道路・架空線・建物等の近接物 □ 17. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ 18. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ 19. 生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約 □ 20. 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業 □ 21. 騒音、振動、水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 □ 22. その他</p> <p>〔 理由: _____ 〕</p> <p>■施工現場での対応</p> <p>□ 23. 災害等での臨機の措置 □ 24. 施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 □ 25. その他</p> <p>〔 理由: _____ 〕</p> <p>■その他</p> <p>□ 26. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項</p> <p>〔 理由: _____ 〕</p>	<p>・延面積10,000m²以上の建物 ・地上9階以上の建物 ・地下2階以上の建物 ・大空間のホール等を有する建物 ・研究所等、特殊設備・機能の有る建物</p> <p>・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてI類及びA類に属する工事 ・電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・耐震及び免震構造の工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行った工事 ・仮設備等を設け、配管・配線等の盛替え等を必要とする改修工事 ・休日・夜間作業が工程の60%以上を占める改修工事</p> <p>・施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事 ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・その他、特殊な工法及び材料等を用いた工事等 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・VE提案された工法等が高度技術で評価できる場合</p> <p>・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬廻りをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 ・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事</p> <p>・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事 ・工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ・工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事 ・環境対策が工程に大きな影響を与えた工事 ・大気圧を超える気圧下の作業での工事 ・酸欠、有毒・可燃ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上(10m以下)での工事 ・工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ・大規模なテレビ電波障害対策工事を行った工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事</p> <p>・特に困難な調整を要する他工事(近隣工区)の請負者が複数ある工事 ・外来者の多い施設で、作業範囲内に外來者・通行人等の動線がある工事</p> <p>・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術</p>
記述評価 【レマークを付けたキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点 : 点	※	【高度技術のキーワードの詳細】 ・高度な技術力は、加点評価とする。 ・該当キーワード数と重みを勘案して評価する。 ・1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてよい。 ・加点は+13点~0点の範囲とする。

※1 高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術を評価するものである。なお、「5. 創意工夫」との二重評価はしない。

※2 詳細評価の記述にあたっては、工事検査監及び主務課長(室長)との合議とし、各考查項目はキーワードで大分類し、評価する詳細な高度技術力を記述する。

※3 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫であるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

(監督員)

※1 創意工夫においては「5. 高度な技術力」の参考項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。

※2 「2. 施工状況」、「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考查項目でも再評価する。

※3 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫であるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。

※4 キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、工事検査監及び主務課長(室長)との合議をもって記述する。

※5 「4. 高度技術」との二重評価はしない。

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

考查項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		<p><input type="checkbox"/> 1.災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 2.隣接する他の工事等との積極的な工程管理を行い、トラブルを回避した。</p> <p><input type="checkbox"/> 3.地元調整を積極的に行い、トラブルもなく、工期内に工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 4.代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 5.配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</p> <p><input type="checkbox"/> 6.その他</p>				
		<p>[理由: ※上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d評価を行う。]</p>				
	III. 安全対策	a	b	c	d	e
		安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない場合	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である
		<p><input type="checkbox"/> 1.建設労働災害、公害災害の防止への努力が顕著である。</p> <p><input type="checkbox"/> 2.安全衛生管理体制を確立し組織的に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 3.安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 4.安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 5.安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 6.安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 7.その他</p>				
		<p>[理由: ※上記該当項目を総合的に判断して、a, b, c, d評価を行う。]</p>				
		<p>a:該当3項目程度以上 b:該当2項目程度 c:該当1項目程度 d:該当項目なし e:その他</p>				
		<p>a:該当4項目程度以上 b:該当3項目程度 c:該当2項目程度 d:該当1項目または0項目 e:その他</p>				

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

考查項目	細別	a	b	c
6. 社会性等	I 地域への貢献等	地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がやや優れている	他の事項に該当しない
		<p><input type="checkbox"/> 1.河川、海岸、港湾等の環境保全を具体的に実施した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2.国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動植物への保護等に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 3.現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 4.定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 5.地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し地域に貢献した。</p> <p><input type="checkbox"/> 6.災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。</p> <p><input type="checkbox"/> 7.その他</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>理由:</u></p>	<p>※ 上記を総合的に判断し、a, b, cの評価を行う。</p>	<p>a:該当2項目程度以上 b:該当1項目以上 c:該当項目なし</p>

※ 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

考查項目	法令遵守等の該当項目一覧	
	措置内容	点数
8. 法令遵守等	<input type="checkbox"/> 1.指名停止3ヵ月以上	-20点
	<input type="checkbox"/> 2.指名停止2ヵ月以上3ヵ月未満	-15点
	<input type="checkbox"/> 3.指名停止1ヵ月以上2ヵ月未満	-13点
	<input type="checkbox"/> 4.指名停止2週間以上1ヵ月未満	-10点
	<input type="checkbox"/> 5.文書注意	- 8点
	<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	- 5点
	<input type="checkbox"/> 7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分が無かった場合(不問で処分した案件、もらい事故や交通事故は含まない)	- 3点
	<input type="checkbox"/> 8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	-5点 × 項目

□ 該当項目なし

① 本評価項目(8. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。
② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請負契約をし、その履行をするために従事するものに限定する。
④ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定を減点する。

【上記で評価する場合の適応事例】

1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
 2.承諾なしに権利義務等を第三者に譲渡又は承継した。
 3.宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり送検等された。
 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関連法令に違反する事実が判明した。
 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。
 6.建設業法に違反する事実が判明した。(一括下請、技術者の専任違反等)
 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ妨害した。
 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払を期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業子弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
 14.安全管理が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
 15.施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
 16.「施工に関する課題」に対する各技術提案について、実施しなかった場合。
 17.「品質に関する課題」に対する各技術提案について、実施しなかった場合。
 18.主任(監理)技術者の保有する資格、過去の同種・同規模工事の施工経験、継続教育(CPD)の取組等の各評価内容について評価した工事において、評価した配置予定技術者と異なる技術者を配置した場合で、当該技術者の各得点が配置予定技術者の得点を下回る評価内容がある場合。
 その他 理由:

工事成績評点の考查項目別運用表

(検査員)

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

考查項目	細別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が優れている 「評価対象項目」 □ 1.契約約款18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行い施工している。 □ 2.施工計画書と現場施工方法が一致している。 □ 3.工事器材等の資料の整理及び確認がなされ、管理されている。 □ 4.品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫が見られる。 □ 5.見本または工事記録写真等の整理に工夫が見られる。 □ 6.段階確認等が適時、的確になされている。 □ 7.工事記録の整備が適時、的確になされている。 □ 8.建設廃棄物、リサイクルへの取り組みが適切になされている。 □ 9.建退共の証紙が適切に配布され管理されている。 □ 10.作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 □ 11.施工体制台帳、施工体系図が整備されている。 □ 12.施工計画書と現場の施工体制が一致している。 □ 13.品質管理体制が確立され有効に機能している。 □ 14.施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記入されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。 □ 15.工事の関係書類および資料整理がよい。 □ 16.社内の管理基準等が作成され管理している。 □ 17.その他 理由: _____	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である	□ 設計図書と適合しない箇所があり、文書による修補指示を行った。 □ 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査員から文書により改善指示を行った。 1項目でも該当があれば——d 2項目以上該当——e 該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。
 ③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象項目数
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績評点の考查項目別運用表

(検査員)

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

考查項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形管理が適切である 「評価対象項目」 □ 1.出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 □ 2.出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 □ 3.自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 □ 4.自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。 □ 5.出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 □ 6.出来形の性能、機能が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。 □ 7.その他 理由: 該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d	出来形管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	出来形管理がやや不備である □ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当事項があれば——d	出来形管理が不備である □ 契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当事項があれば——e

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。
 ③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象項目数
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

工事成績評点の考查項目別運用表

(検査員)

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

検査項目・細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	建築工事 (新築)	品質管理が適切である 「評価対象項目」 (躯体工事) □ 1.品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 □ 2.施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 □ 3.材料の品質証明が適切である。 □ 4.請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 □ 5.施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 □ 6.不可視部分の写真記録が適切である。 (仕上工事) □ 7.品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 □ 8.施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 □ 9.材料の品質証明が適切である。 □ 10.請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 □ 11.施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である □ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当事項があれば——d	品質管理が不備である □ 契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当事項があれば——e
	工種	a	b	c	d	e
	建築工事 (改修)	品質管理が適切である 「評価対象項目」 □ 1.品質管理方法が明確である。 □ 2.施工計画書に定められた品質計画により管理されている。 □ 3.材料の品質証明が適切である。 □ 4.請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。 □ 5.品質・形状が適切で良好な施工である。 該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満——b 該当項目が60%以上80%未満——c 該当項目が60%未満——d	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である □ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当事項があれば——d	品質管理が不備である □ 契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当事項があれば——e

工事成績評点の考查項目別運用表

(検査員)

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

考查項目・細別	工種	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	電気設備工事	品質管理が適切である 「評価対象項目」 (機材) □ 1.機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 □ 2.製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 (施工) □ 3.品質計画による品質管理記録が整備されている。 □ 4.施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 □ 5.施工完了時の試験及び記録が適切である。 □ 6.機能の適切性が確認できる。試験運転等の記録が整備されている。 □ 7.不可視部分の写真記録が適切である。 該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満---b 該当項目が60%以上80%未満---c 該当項目が60%未満---d	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である □ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当事項があれば——d	品質管理が不備である □ 契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当事項があれば——e	
				① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

工事成績評点の考查項目別運用表

(検査員)

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

考查項目・細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	暖冷房衛生設備工事	品質管理が適切である 「評価対象項目」 (機材) □ 1.機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 □ 2.製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 (施工) □ 3.品質計画による品質管理記録が整備されている。 □ 4.施工の品質及び形状が適切で良好な施工である。 □ 5.施工完了時の試験及び記録が適切である。 □ 6.機能の適切性が確認できる。試験運転等の記録が整備されている。 □ 7.不可視部分の写真記録が適切である。 該当項目が90%以上——a 該当項目が80%以上90%未満---b 該当項目が60%以上80%未満---c 該当項目が60%未満---d	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である □ 監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当事項があれば——d	品質管理が不備である □ 契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当事項があれば——e
				① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		

工事成績評点の考查項目別運用表

(検査員)

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

検査項目・細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	建築工事 (新築)	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。 「評価対象項目」 □ 1.きめ細かな施工がさなれ取合いの納まりや端部までの仕上がりが良い。 □ 2.関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。 □ 3.使い勝手や使用者の安全に対する調和が適切である。 □ 4.仕上がりの状態が良好で色調が均一で色むら等が無い。 □ 5.外構を含め全体的な美観が良好である。		他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
	工種	a	b	c	d
	建築工事 (改修)	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。 「評価対象項目」 □ 1.きめ細かな施工がさなれ取合いの納まりや端部までの仕上がりが良い。 □ 2.既存部分や関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上である。 □ 3.使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 □ 4.仕上がりの状態が良好である。		他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
				※ 確認項目の該当4項目以上-----a 確認項目の該当3項目以上-----b 確認項目の該当2項目以上-----c 確認項目の該当1項目以下-----d	
				※ 確認項目の該当3項目以上-----a 確認項目の該当2項目以上-----b 確認項目の該当1項目以下-----c 確認項目なし-----d	

工事成績評点の考查項目別運用表

(検査員)

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

考查項目・細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事	仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
III. 出来ばえ		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 1.きめ細かな施工がされている。 <input type="checkbox"/> 2.関連工事との調整がなされ全体に調和が良くとれた仕上げである。 <input type="checkbox"/> 3.使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 <input type="checkbox"/> 4.建築電気設備として高い品質・性能が確保されている。 <input type="checkbox"/> 5.運転及び保守点検に対する配慮が適切である。	※	確認項目の該当4項目以上-----a 確認項目の該当3項目以上-----b 確認項目の該当2項目以上-----c 確認項目の該当1項目以下-----d	

工事成績評点の考查項目別運用表

(検査員)

[記入方法] 該当する項目の□にレを記入する。

考查項目・細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	暖冷房衛生設備工事	「評価対象項目」 □ 1.きめ細かな施工がさなれている。 □ 2.関連工事との調整がなされ、全体に調和が良くとれた仕上がりである。 □ 3.使用者に対する安全及び環境への配慮が適切である。 □ 4.暖冷房衛生設備として高い品質・性能が確保されている。 □ 5.運転及び保守点検に対する配慮が適切である。		他の事項に該当しない	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
			※	確認項目の該当4項目以上-----a 確認項目の該当3項目以上-----b 確認項目の該当2項目以上-----c 確認項目の該当1項目以下-----d	

【留意事項】

- ・「施工プロセスのチェックリスト」を活用して、評定を行う。
- ・「4. 高度技術」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して評定を行う。